

建設現場事故における請負者の責任について（労災関連認定）

建設現場事故において従事者に死傷 → 労働災害と認定

- 1 刑事責任 罰則（懲役・罰金）
業務上過失致死傷（刑法） 「注意義務を怠った」判断される場合
事業者責任（労働安全衛生法）
- 2 行政責任 行政機関からの処分
是正勧告・作業停止命令（労基）
指示営業停止処分、建設業許可の取り消し（建築業法）
指名停止・入札制限（自治体等）
- 3 民事責任 被害者・遺族からの損害賠償
- 4 社会的責任 世論（マスコミ）等の批判 企業イメージダウン

（参考）現場管理者は以下を日常的に意識して

事故種類別

重機事故

土木用重機と作業者の接触（重機の前面） 合図・確認の不徹底、誤操作

転落事故

足場からの転落 安全帯未装着により重大化

挟まれ事故

材料の荷卸時の作業員同士の意思疎通不足、第三者の配置

飛来・落下事故

クレーン吊り荷の落下事故 「吊り荷の下に入らない」「上下作業禁止」の不徹底

公衆災害

架線の破損（重機、ダンプトラック等による）、除草のはね石による事故

事故発生時期

工事の初期（進捗率10%まで間）事故全体の16%

作業者の現場入場から1週間以内に事故全体の30%